

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準の一部を改正する告示新旧対照条文

○ 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和四十三年十一月厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（基準）</p> <p>第一条 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号。以下「法」という。）第四条第一項に規定する時間の区分及び区域の区分ごとの基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定</p>	<p>（基準）</p> <p>第一条 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号。以下「法」という。）第四条第一項に規定する時間の区分及び区域の区分ごとの基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定</p>

する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における当該基準は、都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が規制基準として同表の時間の区分及び区域の区分に応じて定める値以下当該値から五デシベルを減じた値以上とすることができる。

（別表および備考

（略）

第二条（略）

規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における当該基準は、都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が規制基準として同表の時間の区分及び区域の区分に応じて定める値以下当該値から五デシベルを減じた値以上とすることができる。

（別表および備考

（略）

第二条（略）